

掛川市規則第 5 号

掛川市自動車の臨時運行の許可に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

掛川市長

(別紙)

掛川市自動車の臨時運行の許可に関する規則の一部を改正する規則

掛川市自動車の臨時運行の許可に関する規則（平成17年掛川市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「受けようとする者は、」の次に「臨時運行許可申請書様式の統一について（平成31年3月25日付け国自情第305号国土交通省自動車局自動車情報課長通知）に定める」を加え、「（様式第1号）」を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。